

介護支援事業所重要事項説明書

ケアプランセンターライフ
東京都荒川区東尾久 2-40-11
マイプレース 301 号
TEL03 (3809) 1230

1 『居宅介護支援とは？』

介護保険が始まるにあたり新しく作られた制度です。区市町村の指定を受けた居宅介護支援事業所では、介護を必要とされる方々の便宜を図ると共に自立支援、重度化予防のために介護支援専門員が下記の業務を主に行います。

- 1) 要介護認定申請の代行
- 2) 区市町村より委託された要介護申請の訪問調査（各自治体により異なります）
- 3) 居宅サービス計画の作成
- 4) 訪問介護・訪問看護・訪問入浴・通所介護・通所リハビリ・福祉用具取り扱い事業所・医療機関・介護保険施設等との連絡・調整
- 5) ご相談・苦情への対応
- 6) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

・居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合やその他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

- ・指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

- * 介護保険制度では、介護を必要とされる方々の医療・福祉サービスは、『居宅サービス計画』の中に組み込むことによりご利用が可能となります。介護サービスを利用するためには『要介護度認定』と『居宅サービス計画の作成』は必ず行う必要があります。

2 介護支援事業所の概要

1) 介護保険事業所およびサービス提供地域

事業所名 : ケアプランセンター ライフ

所在地 : 東京都荒川区東尾久 2-40-11

マイプレース 301号

TEL 03(3809)1230

事業者番号 : 1371803741

サービス提供地域 : 荒川区・足立区・北区 (他地域応相談)

2) 職員体制

管理者 : 1名 (介護支援専門員と兼務)

介護支援専門員 : 4名

3) 営業時間

営業日 月曜～金曜日 午前9:00～午後6:00

休日 土曜・日曜・祝祭日 年末・年始 12月30日～1月3日まで

尚、緊急時は電話等により連絡可能

3 サービスのご利用方法

1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。お伺いいたします。

当事業所と契約終了後、居宅サービス計画等の介護支援サービスが開始となります。

尚、要支援の方でも、管轄の地域包括支援センターより依頼があれば受託いたします。

2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

お申し出いただければいつでも解約できます。解約料は一切かかりません。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスの提供が継続できない場合が生じた場合、終了 1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスが終了します。

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入られた場合
- ・ 介護保険の要介護度が「非該当（自立）」と認定された場合
- ・ ご利用者様がお亡くなりになった場合
- ・ 要介護認定において要支援 1、要支援 2 の認定を受け、予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業）へ移行された場合

* 予防給付及び介護予防・総合事業へ移行した利用者は区市町村直営の地域包括支援センターが予防給付及び総合事業マネジメントを行います。

* 管轄の地域包括支援センターへの連絡は利用者申請となりますが、介護給付より移行された利用者については事業者が代行することが出来ます。

④ その他

ご利用者様やご家族などが当事業所や介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為が生じた場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

4 利用料金

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は下記のとおりです。

1) 要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付される為、自己負担はありません。

介護保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をご負担いただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書は後日、区市町村の窓口へ提出する事により全額払戻を受けられます。

2) 居宅介護支援費 I (ICT 等活用や事務職員配置を算定しない事業所)

i 取扱件数 40 件未満	要介護 1. 2	1 2 3 8 0 円
	要介護 3. 4. 5	1 6 0 8 5 円
ii 取扱件数 40 件以上 60 件未満 (40 件以上の部分のみに適応 40 件未満は i を適応)	要介護 1. 2	6 2 0 1 円
	要介護 3. 4. 5	8 0 2 5 円
iii 取扱件数 60 件以上 (60 件以上の部分のみに適応 60 件未満は ii を適応)	要介護 1. 2	3 7 1 6 円
	要介護 3. 4	4 8 1 0 円

※加算 (対象月のみ)

- ① 新規に居宅サービスを作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合
要介護状態が 2 段階変更となった利用者に対し指定居宅介護支援を行なった場合
3 4 2 0 円
- ② 入院・入所中の利用者に対し、退院・退所にあたって病院等から利用者に関する情報を求めるなど連携を行なった場合
(入院期間中に 3 回まで算定可能)
- 1 回の場合 5 1 3 0 円
カンファレンス実施 1 回・2 回の場合 6 8 4 0 円
カンファレンス 1 回実施を含む 2 回の場合 8 5 5 0 円
主治医参加のカンファレンス実施で 3 回の場合 1 0 2 6 0 円

* 退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する。

* 退院後に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成する。

- ③利用者が病院・診療所に入院するにあたり必要な情報を提供した場合。
 介護支援専門員が入院当日（営業時間終了時又は営業日以外の日は翌日を含む）に情報提供を実施
 2850円
 介護支援専門員が入院後翌日又は翌々日に情報提供を実施
 2280円
- ④ 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービスの調整を行った場合
 （一月に2回を限度とし算定できる） 2280円
- ⑤ 利用者が医師・歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師・歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境などの必要な情報提供を行い、医師・歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
 （一月に1回を限度として算定できる） 570円

※減算

①特定事業所集中減算

正当な理由なく過去6ヶ月間に作成されたケアプランに位置づけられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与について特定の事業所の割合が80%以上の場合 2280円

*当事業所作成の居宅サービス計画に位置付ける各居宅サービスの各事業所の割合については、6か月毎に集計し、割合について説明、理解を得るよう努める。

② 運営基準減算

サービス担当者会議の未実施、運営基準に違反している場合
 所定単位数の100分の50

（減算が2ヶ月以上継続している場合、所定単位数は算定しない）

③ 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。

④地域ケア会議における関係者間の情報共有

今般の制度改正で介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

その他、看取り期のサービス利用前の相談・調整等に関わる評価として居宅介護支援費を算定する場合があります。

3) 交通費

居宅介護支援に要する交通費は足立区・荒川区・北区にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額で計算いたします。

事業所から片道1 km未満	52円
以上1 km毎に	52円増

* ご契約の解約には一切料金はかかりません。

5 介護支援事業の特徴

1) 運営の方針

- ・要介護の状況にある方が自立した日常生活と重度化予防が営めるようご支援申し上げます。
- ・ご家族や介護をされる方々の精神的・身体的負担の軽減をはかるようご支援申し上げます。

2) サービスの質向上のために

居宅サービス計画作成後も、定期的にご利用者・ご家族と連絡を取り、ご意見・ご希望、又、提供されているサービスの状況を把握し、必要な時には居宅サービス計画の変更、サービス事業者の変更、要介護度の再認定の手続きなどを迅速に行います。

介護支援専門員の質向上のため、感染症の発生予防及びまん延防止などに対する取り組み、利用者の人権擁護、虐待防止やハラスメント対策等の継続研修を年4回以上行います。

3) 事前の説明

居宅介護支援契約、居宅サービス計画の作成などについては、事前にその内容・利用料等に関する情報を適正に説明し、文書による同意を受けます。

4) 居宅介護支援の実施概要

ご利用者の居宅サービス計画に当たりましては、下記の手法により介護を必要とされる方の身体的、環境的課題を把握し適切なプランを作成いたします。

5) サービス利用のために

○介護支援専門員の変更

変更を希望される方はお申し出ください。

○調査（課題把握）の方法

高齢者区分法 TAI

○解約料

解約料はかかりません

6 賠償責任

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

7 緊急時・事故処理

- ・事業者は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事業者は、前項の事故及び事故に際して取った処置について記録します。
- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。

8 守秘義務

- 1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

9 サービス内容に関する苦情

- 1) 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

ケアプランセンターライフ	担当 吉田	TEL 03 (3809) 1230
		FAX 03 (3809) 1231
株式会社ライフリンクス	担当 山田	TEL 03 (5810) 6230
		FAX 03 (6806) 6565

2) その他

当事業所以外に各区の相談・苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

足立区 介護保険課	TEL 03 (3880) 5111
足立区 権利擁護センターあだち	TEL 03 (5813) 3551
	FAX 03 (5813) 3550

荒川区 介護保険課	TEL 03 (3802) 3111
-----------	--------------------

北区 介護保険課	TEL 03 (3908) 1119
----------	--------------------

国保連合会 苦情相談窓口	専用 TEL 03 (6238) 0117
--------------	-----------------------

10 法人概要

株式会社 ライフリンクス
東京都荒川区西日暮里5-23-3
冠第二ビル201
TEL 03 (5810) 6230
FAX 03 (6806) 6565

代表取締役 山田 敏秀

<関連事業>

*ケアプランセンター ライフ(1371803741)
東京都荒川区東尾久2-40-11 マイプレース301号
TEL 03 (3809) 1230
FAX 03 (3809) 1231

①居宅介護支援事業

*ライフ防間入浴センター (1371803725)
東京都荒川区西日暮里5-23-3 冠第二ビル201
TEL 03 (6806) 6570
FAX 03 (6806) 6590

① 訪問入浴事業